

介護通訳ボランティア派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、日本人も外国人も安心して老後を暮らせる地域社会を目指し、一定レベル以上の知識・スキルを持った介護通訳者をボランティア派遣することを目的として実施する。

(介護通訳の定義)

第2条 介護通訳とは、異文化背景を持つ在住外国人または日本国籍を有するが日本語による意思の疎通に支障がある者で、介護保険法第7条に規定する要介護状態または要支援状態にあると思われる者または現にそうである者及びその家族（以下、「外国人要介護者等」という。）が、介護保険法の規定に基づく諸介護サービス等の利用若しくは利用に関する相談及び諸手続等において、意思の疎通を円滑に行うことができるよう、行政、福祉機関担当者及び介護サービス提供事業者等（以下、「関係者」という。）と外国人要援護者等の間で行う言語サポートまたは通訳のことをいう。

なお、介護保険法に規定される地域支援事業及び上記に伴って必要となる障害者総合支援法の事業等も対象とする。

(対応言語)

第3条 対応言語は中国語とする。

(派遣時間帯)

第4条 派遣が可能な時間帯は、原則として、月曜日から土曜日の9時から18時までとする。

(派遣の依頼方法)

第5条 派遣の依頼方法は以下のとおりとする。

(1) 派遣を依頼できる者は、第2条に規定する介護通訳が必要な外国人要援護者等及び関係者（以下、「利用者」という。）とする。

(2) 利用者は、派遣依頼をする場合は、原則として、派遣日の5日前（土日祝日除く）までに、メール (kaigotuyaku2015@gmail.com) により、介護通訳派遣依頼書（別記様式）を事務局へ提出するものとする。

(派遣依頼の取消)

第8条 利用者は、派遣依頼を取り消す場合は、前日（土日祝日除く）の17時までに事務局へ連絡するものとする。

(通訳にかかる謝礼)

第9条 通訳にかかる謝礼は、3時間以内5,000円とし、30分延長する毎に1,500円を加算するものとする。

(対象地域)

第10条 介護通訳の派遣を行う地域は、原則として名古屋市内とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この実施要綱は、2016年4月1日から施行する。

附則

この実施要綱は、2017年4月1日から施行する。